

7

July

地主・経営者のための
情報マガジン

Agri Times

あぐりタイムズ / 2022 vol.204

~20年以上の夫婦間の自宅の贈与等は分割協議でも対象外に~
**配偶者の相続税上の特権と
配偶者居住権等による優遇**



営業職に役立つ!

ゴルフの
心髄

**相続で遺産分割が
長引いた場合の問題点**
~生前贈与・看護寄与等考慮の分割に新ルール開始~

“FMヨコハマ”
“サンデーモーニング”で
CM放送中

ラ・ラ・ラ・
ランドマーク

~20年以上の夫婦間の自宅の贈与等は分割協議でも対象外に~

配偶者の相続税上の特権と配偶者居住権等による優遇



配偶者の老後の生活保障、遺産の維持形成に対する配偶者の貢献への配慮、同一世代間の財産移転であり、遠からず次の相続がおこり、その際に相続税の課税対象とされることを理由に、相続税法では配偶者に対する優遇措置が用意されています。

2 配偶者の税額軽減制度とは

相続税を計算するとき、配偶者には「配偶者の税額軽減」という制度があり、配偶者が実際にもらった正味の財産額が法定相続分（1億6,000万円に満たない場合には1億6,000万円）以下であれば、配偶者に相続税はかかりません。（法定相続分を超えて相続をした場合でも、実際にもらった正味の財産額が1億6,000万円以下であれば税金はかかるないということです。）もし相続人（包括受遺者を含む）が配偶者一人のみである場合は、財産額がいくらであっても、相続税はかかりません。

計算式

$$\text{配偶者の税額軽減額} = \text{相続税の総額} \times \frac{\text{①と②のうち少ない金額}}{\text{課税価格の合計額}}$$

（①配偶者の法定相続分と1億6,000万円のうち多い金額
②配偶者が実際にもらった正味の財産額）

【事例】

法定相続人：配偶者と子供1人の計2人。遺産の基礎控除前の課税価格：2億円。

下記2つの分割方法によって、相続税額はそれぞれ下表のようになります。

①全財産を子が取得した場合、②配偶者が法定相続分を取得した場合

	相続人	取得した財産額	相続税の総額	配偶者の税額軽減額	各人の納税額
①	配偶者	0円	3,340万円	—	0円
	子	2億円		—	3,340万円
②	配偶者	1億円	3,340万円	1,670万円	0円
	子	1億円		—	1,670万円

配偶者の税額軽減を適用できる分割方法にすることによって、相続人全員の納税額負担は、大きく変わることとなります。

3 申告期限までに配偶者の相続分が決まらない場合

配偶者の税額軽減は、遺産分割などで配偶者が実際にもらった正味の財産を基に計算されます。そのため、相続税の申告期限までに分割が決まらない場合は、**配偶者の税額軽減がないものとして相続税の申告・納税をしなければなりません**。ただし、一定の手続きをとれば、申告期限後に分割が決まってから「更正の請求」をしてこの税額軽減を受けることができますので確実に申告時に手続きすることが重要です。詳細はP6 ②をご覧下さい。

4 二次相続での留意点

最初の相続で配偶者が多くの財産をもらい、この税額軽減の制度を利用すれば、その時の申告では税額をかなり抑えることができます。ただし、その後、**配偶者に相続が発生した際に相続税の負担が却って重くなってしまう可能性があります**。したがって、実際に分割する際は、将来の配偶者の相続（二次相続）も考慮して分割するように心がけられると良いと言われています。

5 民法の改正

民法の相続分野の規定が平成30年に改正され、高齢化社会において配偶者の居住権を保護するための方策が取られましたので確認しておきましょう。

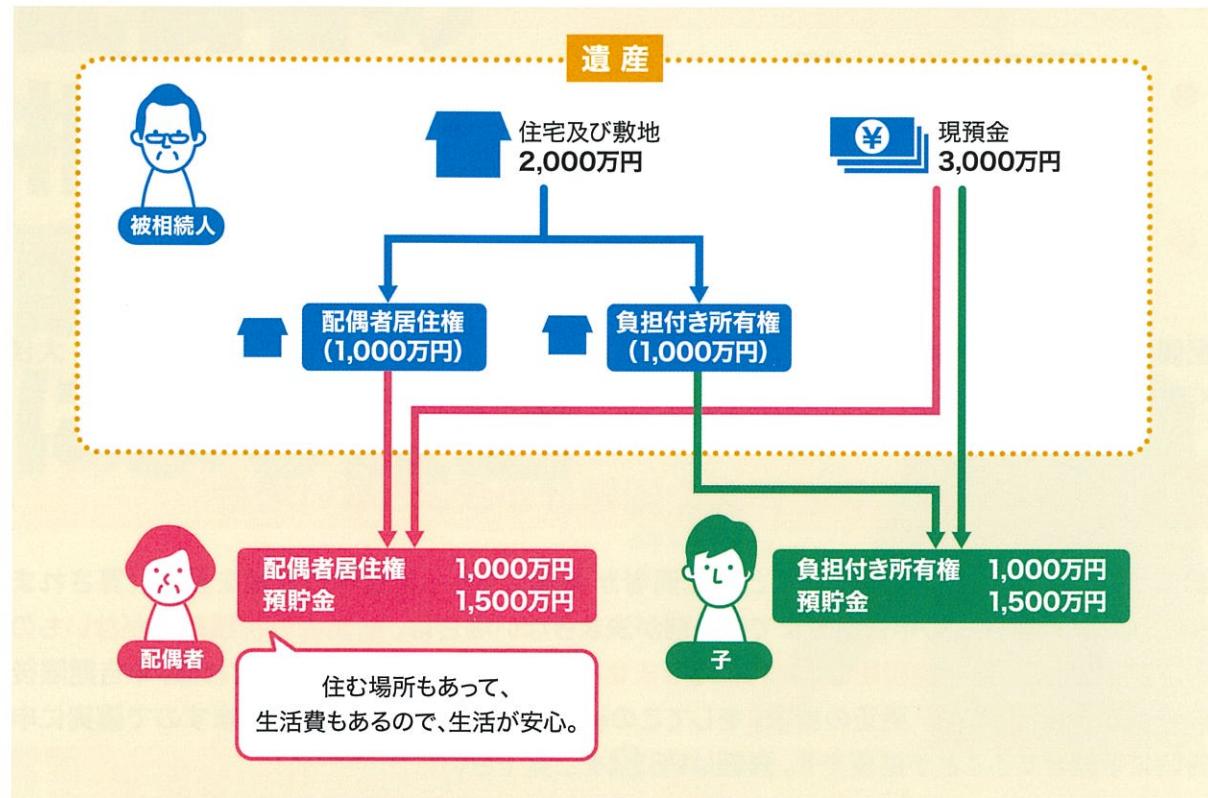
① 配偶者居住権の新設（施行：令和2年4月1日）

概要

配偶者居住権は、配偶者の住まいや生活資金を保障するために創設された制度で、相続開始の時に配偶者が被相続人所有の建物に住んでいた場合に、終身又は一定期間無償で住み続けることができる権利であり、従来の建物所有権を、「配偶者居住権」と「負担（配偶者居住権）付き建物の所有権」とに分割されたものと考えます。

□制度導入のメリット

居住権は、「住宅の従来の所有権」より低い額で評価されるため、実質的に預貯金など他の遺産の配偶者の取り分を増やしやすくなりました。また、「終身配偶者居住権」の場合は一生住み続ける権利も取得でき、安心です。(他に、最低でも6か月間は住み慣れた住宅に無償で住み続けることができる「配偶者短期居住権」があります)



① 配偶者居住権の成立要件

配偶者居住権を取得するためには、以下のすべてを満たすことが必要です。

- ①被相続人が所有する不動産であること(夫婦共有も可。)
- ②相続開始時点で配偶者(事実婚は不可)が居住していたこと
(別居、施設入居は不可)
- ③遺産分割協議、遺言(死因贈与を含む)、家庭裁判所の審判のいずれかによって「配偶者居住権」を取得する旨を定めること

② 婚姻期間20年以上の夫婦間で行った 自宅の生前贈与等の優遇措置

通常、被相続人が意思表示をしていない限り、被相続人が配偶者に財産を生前贈与等していた場合は、相続発生後の相続人間での遺産分割協議において、その財産も分割の対象とされますが、この改正により、婚姻期間20年以上の夫婦であれば、住居と敷地を配偶者に対して生前贈与するか又は遺言で贈与の意思を示していた場合(配偶者居住権も含む)は、原則として分割協議の対象となる相続財産にその居住用不動産を含めない扱いとなりました(令和元年7月1日施行)。配偶者の生活の安定を図るために注目したい措置でしょう。



ランドマーク便り

メディア掲載情報



【朝日新聞】
3月29日(火)発行号 朝刊28面
「頼りになる相続事業承継のプロ50選」に
掲載されました。

【相続&事業承継で頼りになるプロフェッショナル】
ダイヤモンド社発行の
「相続&事業承継で頼りになるプロフェッショナル 2022年版」に
ランドマーク税理士法人が紹介されています。

6月 セミナー・税務無料相談会のご案内

セミナー

- 6月 | あなたの保険は大丈夫?
生命保険を活用したもめない相続対策

6月16日 丸の内会場

14:00~16:00 TEL:03-6269-9996

税務無料相談会

6月22日 水 新宿会場

14:00~16:00 TEL:03-6709-8135

6月22日 水 川崎会場

14:00~16:00 TEL:044-589-4110

6月22日 水 横浜駅前会場

14:00~16:00 TEL:045-755-3085

6月22日 水 池袋会場

14:00~16:00 TEL:03-5904-8730

6月22日 水 湘南台会場

14:00~16:00 TEL:0466-86-7025

6月22日 水 みなとみらい会場

14:00~16:00 TEL:045-263-9730

6月22日 水 新横浜会場

14:00~16:00 TEL:045-350-5605

6月22日 水 朝霞台会場

14:00~16:00 TEL:048-424-5691

6月23日 木 町田会場

14:00~16:00 TEL:042-720-4300

こちらからお申込み受付中! ▶ <https://www.landmark-tax.com/seminar/>

清田のひとりごと



代表社員 清田幸弘

「ゲシュタルト崩壊」

たまにこの現象が起きることはありますか。同じ漢字を長い間見続けていると、漢字としてのまとまりがなくなり、一つ一つのパートがバラバラに分解されて見えたり、その漢字がどんな漢字であったかわからなくなってしまう、といった現象です。一般的に知られているのが、上述した「漢字のゲシュタルト崩壊」ですが文字の崩壊以外にも、聴覚、顔認識にも起こり得るそうです。例えば、聴覚においてゲシュタルト崩壊でいうと、アーティストがレコーディングを行う際、自分の作った楽曲を繰り返し聴いていると、全体感を失い、その曲を正常に判断することができなくなるそ

相続で遺産分割が長引いた場合の問題点

～生前贈与・看護寄与等考慮の分割に新ルール開始～

Q

父が亡くなったため相続税の申告をしなければなりません。現在、遺産分割協議を進めている最中ですが、兄弟間でもめてしまい、遺産の分割が決定するまで時間がかかりそうです。この場合、相続税の申告をするにあたって何か問題はあるのでしょうか。



A

法律上いつまでに遺産分割を行わなければならない、という決まりはありませんが、**相続税の申告期限**(相続開始の翌日から10ヶ月以内)までに分割が確定しない場合は、下記のとおり**各種特例を受けられない**、といったデメリットがあります。また、遺産分割が確定していない場合でも、**相続税の申告は期限内に済ませなければなりません**。

解説

1 分割が確定しない場合のデメリット

相続税の申告期限内に遺産分割が決まらなかった場合、不利になる点は以下のとおりです。

(1) 配偶者の税額軽減の特例が受けられない

配偶者の税額軽減の特例とは、被相続人の配偶者が相続した財産については、法定相続分(または1億6,000万円とのどちらか多い金額)以下である場合には配偶者に相続税がかからないという制度です。(P1参照)

(2) 小規模宅地等の評価減の特例が受けられない

小規模宅地等の評価減の特例とは、遺産のうち居住用や事業用に供されていた宅地等(適用要件あり)は以下の面積を限度としてその土地の相続税評価額を大幅に減額できる制度です。

相続開始直前における宅地等の利用区分		選択特例対象宅地等		限度面積	減額される割合	課税対象割合
被相続人等の事業用宅地等	事業用(貸付事業以外)	①	特定事業用宅地等	400m ²	80%	20%
	貸付事業用の宅地等 同族法人等(貸付事業以外)への貸付で一定の条件に該当する場合	②	特定同族会社事業用宅地等	400m ²	80%	20%
	貸付事業用(同族法人等への貸付で②に該当しない場合を含む)	③	貸付事業用宅地等	200m ²	50%	50%
被相続人等の居住用宅地等	④	特定居住用宅地等	330m ²	80%	20%	

(注)選択する特例対象宅地等の組合せにより、限度面積の判定があります。

(3) 農地の納税猶予の特例の適用が受けられない

農地の納税猶予の特例とは、農業を営んでいた被相続人から、農業の用に供されていた農地等を相続等により取得した農業相続人が、その農地等において引き続き農業を営む場合に、一定の要件の下に相続税額の納税を猶予するという制度です。

(4) 相続税の物納ができない

相続税では、税金を金銭で納付することが困難な場合、一定の相続財産(有価証券や不動産等)を金銭に代えて納める「物納」が認められています。

(5) 非上場株式等の納税猶予が適用できない

会社の後継者である相続人等が、相続等により、都道府県知事の認定を受ける非上場会社の株式等を先代経営者である被相続人から取得し、その会社を経営していく場合には、その相続人等が納付すべき相続税のうち、その非上場株式等に係る課税価格の80%又は100%に対応する相続税の納税が猶予されます。

2 「配偶者の税額軽減」「小規模宅地等の評価減」を遡って適用を受けるためには

この2つの特例は、次の手続きを行えば、適用を遡って受けることができます。当初の申告時には、未分割財産について、これらの特例の適用を受けることはできませんが、

①相続税の申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付して提出しておけば、相続税の申告期限から3年以内に分割された場合には、特例の適用を受けることができます。この場合、分割が行われた日の翌日から4か月以内に「更正の請求」をすれば納めすぎた税金が還付されます。

②なお相続税の申告期限の翌日から3年を経過する日において相続等に関する訴えが提起されている等一定のやむを得ない事情がある場合は、申告期限後3年を経過する日の翌日から2か月を経過する日までに、「**遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書**」を提出する必要があります。所轄税務署長の承認を受けた場合には、判決の確定の日など一定の日の翌日から4か月以内に分割されたときに、これらの特例の適用を受けることができます。適用を受ける場合は、分割が行われた日の翌日から4か月以内(※)に「更正の請求」を行う必要があります。

(※)ただし、配偶者の税額軽減については、申告期限から5年経過した日とのいずれか遅い日でよい。

3 分割期限の目安

遺産が未分割の場合、上記の特例が受けられないと申告時に納付する相続税総額が多額になってしまいますので、申告期限内に遺産分割を決めてしまうのが一番です。ただ、それがどうしても困難な場合の目安を考えると、②①の規定や、相続した財産を申告期限後3年以内に売却した場合の「相続税の取得費加算の特例」制度があることを考慮して、遅くとも申告期限後3年以内には遺産分割を決めるのが相続税法上有利といえます。

4 10年経過後の遺産分割ルールの改正

遺産分割をする際には、法定相続分等を基礎としつつ、個別の事情(例えば、**生前贈与を受けたことや療養看護等の特別の寄与をしたこと**)を考慮した「**具体的相続分**」を算定するのが一般的です。しかし、長期間が経過すると算定が困難となるため、改正民法により、相続開始後10年を経過した後にする遺産分割は、原則として具体的相続分を考慮せず、**法定相続分(又は指定相続分)**によって画一的に行うことされました。**施行日(令和5年4月1日)**前に開始した相続についても新ルールが適用されます(施行時から5年間の猶予期間あり)。早目の分割協議で「**具体的相続分による分割の利益**」を消滅させないことも今後の注意点となるでしょう。

5 申告期限内に遺産の分割が決まらない場合の申告方法

相続税申告書の提出期限までに遺産の分割が決まらない場合は、民法で規定する相続分により取得する財産と承継する債務の金額を計算し、期限内に申告します。後日、分割協議が終わり次第、その内容に基づいて期限に注意して次の様に申告することになります。

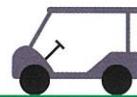
- 初回申告時より税金が増えた場合 → 「修正申告書」を提出し、追加の税額を納めます。
- 初回申告時より税金が減った場合 → 「更正の請求」をし、過払い税金が還付されます。

6 遺言書の重要性

申告期限までに遺産が未分割の場合、税法上のデメリットだけでなく、精神的、経済的な負担も大きくなりますので、円滑な相続のためにも遺言書を作成しておくとよいでしょう。

営業職
必見!

ゴルフの 心 骨



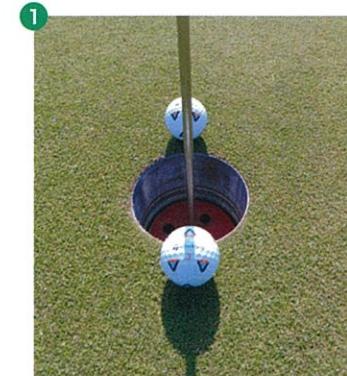
第46回限 どこ狙う？

1m~2m位のパットを入れごろ、はずしごろと言われています。

入れごろ～は理解できますが、はずしごろ～と言うのは、始めから入らない前提とか、はずれても仕方ないというネガティブな感じでこのパットに向き合っていると思います。

このラインが仮に平らであってもプレイヤーのストロークの仕方で簡単にはずれてしまいます。最後のこのパットを入れない限りこのホールを終われない、中々しんどい場面であり、全てのゴルフプレイヤーの最終的な永遠の課題です。

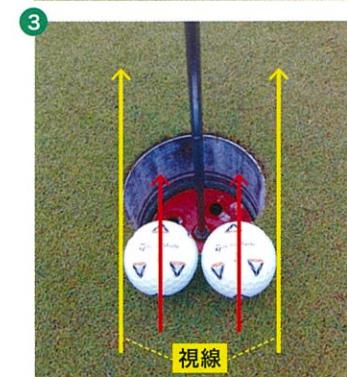
直径10.8cmのカップのどの位置を見ることでカップインしたり、はずれてしまったりと、目線からとらえるラインの見方が、このパットの是非に与える影響を実践することで確認してみて下さい。



① ストレートのラインは当然ピンに対して真正面に当てる感じでストローク出来ます。



② ボール1個程曲がる、わずかなフックライン、スライスラインの場合で右カップ、左カップ内側と判断します。左右のカップ内側という目線だと、ボールの地面との接点である中心部分がカップの際を通るイメージになり、カップ両サイドを通過してしまう可能性が高い。



③ ボールがカップインするのはカップの内側にボールの外側がギリギリカップの内側にない限り入りません。ボール1個分左右に曲がるラインで注目したいのは、カップの内側や外側の際にフォーカスするのではなく、カップの中央にあるピンに対してピンの右側又は左側にフォーカスすることが重要です。

カップの内側、外側の際に視線がいくと、意識がカップの中心からそれてしまいます。カップ中央のピンの左右への視線こそ、多少曲がるラインであっても、中央付近からやや強めに入るパッティングになります。



④ ★どのボールがカップインするのか？一目瞭然です！



戸塚カントリー倶楽部所属

落合 祐 (ochaiyu)

昭和42年4月21日生まれ 横浜市出身
日本プロゴルフ協会 ティーチングプロA級